

止めよう! 変形労働制 95

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.95

全北海道教職員組合

2020.11.19

「1年単位の変形労働時間制」について、道教委と2回目の交渉⑩

インターバル規制の明確な想定はない 「在校等時間」が規制に含まれない恐れも

● インターバル規制について、Q&Aでは、明確に示されていない

教育委員会や校長が「講ずべき措置」として、「指針」には、「終業から始業までに一定時間以上の継続した休憩時間を確保すること」と規定されています。いわゆる「インターバル規制」です。

「指針」のQ&Aには、厚労省の有識者会議報告書「8時間、9時間、10時間、11時間及び12時間などの時間設定が考えられる」を引き合いに出しながらも、「具体的な時間数は一律には定めていません」として「地域や学校の実情や当該教育職員及び業務の状況を総合的に勘案し、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な時間数を確保」することとしており、明確ではありません。

道教委の回答は、Q&Aの文言をそのまま引き写しにしたものであり、具体的な想定は示されませんでした。具体的な時間を示さなければ、何でもありになってしまい、規制になりません。

また、「終業から始業まで」ということの解釈は、正規の勤務時間の「終業から始業まで」を想定しているようです。深夜まで時間外勤務を行っても、それは「在校等時間」であり、労働基準法上の「労働時間」とは異なるため、インターバル規制の対象とはならないというのが今の道教委の解釈だと思われます。この点については、規則に盛り込む際の交渉で明らかにしていきますが、「在校等時間」を含めないのであれば、インターバル規制は全く意味がありません。

2 教育職員に関する措置

服務監督教育委員会及び校長は、本制度の対象とする教育職員について、対象期間において、以下の全ての措置を講ずること。

- イ タイムカードによる記録等の客観的な方法等による在校等時間の把握を行うこと
- ロ 部活動の休業日及び活動時間を部活動ガイドラインの範囲内とすること
- ハ 通常の正規の勤務時間を超える割振りについては、長期休業期間等で確保できる勤務時間を割り振らない日の日数を考慮した上で、年度初め、学校行事が行われる時期等、対象期間のうち業務量が多い一部の時期に限り行うこと
- ニ 通常の正規の勤務時間を超えて割り振る日において、これを理由とした担当授業数や部活動等の児童生徒等の活動の延長・追加や、教育職員への業務の新たな付加により、在校等時間を増加させないようにすること
- ホ 通常の正規の勤務時間より短く割り振る日（4時間単位の週休日の振替を行う際の勤務日を除く。）については、勤務時間の短縮ではなく勤務時間を割り振らないこととし、当該日を長期休業期間等に連続して設定すること
- ヘ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休憩時間を確保すること

● インターバル規制に「在校等時間」を含めなければ、規制の意味がない

交渉では、インターバル規制の具体的な想定について質問しました。

《道教委の回答》

終業から始業までの一定時間以上の継続した休憩時間については、具体的な時間数は一律に定められておらず、地域や学校の実情や当該教育職員及び業務の状況を総合的に勘案し、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な時間数を確保することとされています。

道教委の回答は、Q&Aの文言をそのまま引き写しにしたものであり、具体的な想定は示されませんでした。具体的な時間を示さなければ、何でもありになってしまい、規制になりません。

また、「終業から始業まで」ということの解釈は、正規の勤務時間の「終業から始業まで」を想定しているようです。深夜まで時間外勤務を行っても、それは「在校等時間」であり、労働基準法上の「労働時間」とは異なるため、インターバル規制の対象とはならないというのが今の道教委の解釈だと思われます。この点については、規則に盛り込む際の交渉で明らかにしていきますが、「在校等時間」を含めないのであれば、インターバル規制は全く意味がありません。